

さばえジュニアクラブ 会員規約

第 1 条（目的と理念）

本規約は、鯖江市総合型地域スポーツクラブ三クラブ連絡協議会（以下「本協議会」）が運営する「さばえジュニアクラブ」（以下「本クラブ」）において、会員が安全かつ楽しく活動するためのルールを定めるものである。

本クラブは、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、持続的に行うことを目的とする。

第 2 条（会員の心得とコンプライアンス）

会員および保護者は、本クラブの目的に賛同し、以下の規範を遵守するものとする。

1. **リスペクトの精神**：指導者、他の会員、相手チーム、施設に対し、敬意を持って接すること。
2. **ハラスメントの禁止**：いじめ、暴言、暴力、差別的発言、SNS 等での誹謗中傷を一切禁止すること。
3. **自己管理**：健康状態に留意し、無理のない範囲で活動に参加すること。

第 3 条（入会手続き）

1. 入会希望者は、本規約に同意のうえ、手続きを行うこと。
2. 入会時に、スポーツ安全保険（年額 800 円）への加入を必須とする。
3. 過去に規約違反や不適切な行為があった場合、入会を拒否することがある。

第 4 条（活動管理アプリの導入と運用）

本クラブでは、活動の透明性を高め、迅速な情報共有を行うため、指定の「活動管理アプリ」を公式の連絡手段として導入する。

1. **登録の義務**：会員は入会承認後、速やかにアプリへの会員情報の登録および所定の手続きを完了すること。
2. **情報の配信**：練習計画、活動場所の変更、緊急連絡等は原則としてアプリを通じて配信するものとし、保護者は定期的に通知を確認し、お子様の安全管理に努めること。
3. **管理体制**：適切な利用ができるよう、アプリ内のコミュニケーションは各チームにおいて適切に管理を行うこと。

第5条（会費と支払い方法）

1. **会費構成**：会費は、年会費 6,000 円、指導者関連費 18,000 円とする。また、大会参加費等の費用が発生する場合は、別途会員が負担すること。会費は年度途中の入退会であっても負担額に変更はないものとする。
2. **支払方法**：アプリ上での決済とする。口座振替またはクレジットカードから選択するものとし、年 2 回に分割して支払うこと。
3. **残高不足時の対応**：残高不足等により振替ができない場合は、別途振込にて支払うこと（振込手数料は会員負担）。
4. **スポーツ保険料の徴収**：毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を 1 年度として、スポーツ保険料（年度ごと 800 円）を負担すること。年度途中の加入であっても負担額に変更はないものとする。請求は初回会費（または新年度会費）と併せて行うこと。ただし、一度退会した後に同一年度内で再入会する場合は、再度の負担を不要とする。
5. **不返還の原則**：すでに支払い済みの活動期間中に退会・除名する場合であっても、会費や保険料の払い戻し、月割り計算は原則として行わないこと。

第6条（会計報告）

1. 本クラブは、運営の透明性を図るため、毎年度の会計報告を行うものとする。
2. 毎年度の活動期間終了後、速やかにクラブからの（便り、活動管理アプリ等）で報告する。

第7条（退会）

1. 退会を希望する場合は速やかに事務局に連絡する。
2. 会費引き落とし確定後は、原則として返金を行わないものとする。

第8条（除名）

会員の行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、本クラブの判断によって除名することがある。除名された場合、会員の資格・権利を失い、既納の料金は原則として返金しないものとする。

1. 本クラブの会員としてふさわしくない行為
2. 本クラブ、スタッフ、または他の会員の名誉を著しく汚す行為
3. 口座振替日から1か月以上の会費の滞納（除名後も滞納会費の債務は継続する）
4. 本クラブおよび他の会員に対する、過度または不当な要求
5. 本規約に違反する行為
6. その他除名すべき正当な事由がある場合

第9条（活動日程と活動場所）

1. **活動日程**：会員は月間スケジュールに基づき、定められた曜日・時間の中で活動すること（お盆・年末年始休暇等は活動を行わない）。
2. **活動場所**：活動場所は、原則として鯖江市内中学校施設および鯖江市内施設等の決められた施設とすること。ただし、活動内容や雨天等の理由によって、活動場所を変更することがある。
3. **管理体制**：原則として本クラブおよび会員指導者が行うものとする。

第10条（活動の中止）

会員の安全を最優先とし、以下の事由に該当する場合は活動を中止することがある。この場合、会費の返還は原則として行わないものとする。

1. 台風、大雨、強風、雷雨、降雪・大雪等の気象警報・注意報が発令された場合、地震・火災等の災害発生時、その他事務局が危険と判断した場合。
2. 集団伝染性疾病（感染症）の発生・拡大時。
3. 学校行事等に影響を与える（または影響がある）場合。
4. 施設整備や悪天候等による施設のコンディション不良、その他やむを得ない事情により施設の使用が不可能な場合。

第 11 条（安全管理と輸送安全）

遠征や対外試合等における移動および活動時の安全を確保するため、以下の事項を徹底するものとする。

1. **事業者の選定**：遠征等でバス等の車両を手配・利用する場合、法令を遵守し、安全性評価認定（セーフティバス認定）等を受けた信頼できる運送事業者を選定すること。また、運転手の健康状態の確認や、過労防止に配慮した無理のない運行計画の把握に努めること。
2. **現場での安全確認・指導**：指導者は活動前後の点検および乗車前後の点検を行い、全乗員へのシートベルト着用を徹底させること。また、熱中症対策や怪我の防止に最大限努めること。
3. **緊急時対応**：万が一の事故やトラブルが発生した際は、あらかじめ整備された緊急連絡網に基づき、速やかに保護者へ連絡し、救急措置および警察等関係機関への通報・報告を組織的に行うこと。
4. **自家用車送迎**：保護者による送迎の際は、交通ルールを遵守し、施設内での事故防止に努めること。その際の詳細な内容については各チームでルールを決め責任を持つこと。
5. **免責事項**：適切な指導・管理下で発生した事故については、本クラブが加入するスポーツ保険の補償範囲内での対応とする。

第 12 条（SNS 利用および情報発信に関するガイドライン）

会員の安全なコミュニティ維持とプライバシー保護のため、以下の行為を禁止する。

1. **無断撮影・投稿の禁止**：活動中に撮影した他の会員や指導者の写真・動画を、本人の許可なく SNS 等へ公開することを禁止すること。
2. **誹謗中傷の禁止**：特定の個人を対象とした SNS 上での誹謗中傷、いじめ、ハラスメント行為を厳禁とすること。これには、公開設定の有無を問わず、限定公開のグループ内での投稿も含むものとする。
3. **個人情報の保護**：活動場所の詳細な時間や個人の連絡先など、安全を脅かす可能性のある情報の公開を禁止すること。
4. **指導者との個人間連絡の制限**：指導者と会員間での SNS（LINE 等）による個人的な 1 対 1 の連絡は原則禁止とすること。連絡は活動管理アプリや、透明性の高いグループ連絡網を通じて行うものとする。

第 13 条（個人情報と肖像権）

1. 会員の個人情報は、個人情報保護の重要性を認識し、本クラブの運営以外の目的には使用しないこと。
2. 活動の様子を撮影し、広報活動（HP や SNS 等）に使用することがある。ただし、不都合がある場合は、あらかじめ事務局まで申し出ること。

第 14 条（附則）

本規約は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。